

## 吹田市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

「吹田市空家等対策計画 2020」に基づく対策を推進するため、法では対応できない空家（長屋の一部空き住戸など）への措置や、緊急時の応急措置などを条例で定めるものです。

## 1 制定の趣旨

本市では、所有者等による適切な管理を促進することにより市民の生命等を保護し生活環境の保全を図るため、令和2年（2020年）3月、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、「吹田市空家等対策計画 2020」を策定し、総合的かつ計画的な空家等に関する対策を実施しています。

しかし、現在の法体系では、法の空家等（以下「空家等」という。）には該当しない「法定外空家等」（長屋の一部空き住戸など）への措置や、緊急時の応急措置ができないという課題があります。

これらの課題を解決し、本計画に基づく対策を進めるため、法に定めるもののほか、空家等や法定外空家等について必要な事項を条例及び規則で定めるものです。

## 2 制定の内容

- (1) 使用がなされていないことが常態であるとは評価できない建築物及び相当期間にわたり使用がなされていない長屋の一部空き住戸についても、空家等と同様の対策が必要な建築物（法定外空家等）として位置づけ、法に準じた所有者又は管理者の責務を定めるとともに、法に準じた措置（立入調査、情報利用、特定空家等に対する指導、勧告、命令等）を行えることとします。
- (2) 建築物の所有者又は管理者は、当該建築物が適切に管理されていない空家等又は法定外空家等となることがないように必要な措置を講ずることに努めなければならないこととします。
- (3) 法定外空家等に関する対策の実施その他の法定外空家等に関する必要な措置等に関する市の責務を定めます。
- (4) 市長は、所有者又は管理者が周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる旨の命令に従わない場合において、当該者の氏名及び住所等を公表することができることとします。
- (5) 市長は、空家等及び法定外空家等の現況に、人の生命、身体、財産に被害を及ぼす差し迫った危険があるときは、当該建築物の所有者又は管理者の同意なく当該危険の除去のための必要最小限の措置を講ずることができ、当該措置に要した費用を当該建築物の所有者又は管理者に請求できることとします。

## 3 施行期日

令和5年（2023年）4月1日

#### 4 条例のイメージ

